

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 120 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)について」

今回は、平成 28 年 11 月に企業会計基準委員会から公表及び意見募集が行われている「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)」(以下「本公開草案」という。)の概要、会計処理及び開示についてご説明します。

【概要】

本公開草案は、以下の実務指針等について、基本的にその内容を踏襲した上で表現の見直しや考え方の整理等を行っているものであり、実質的な内容の変更は意図していないとされています。

- ・ 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」
- ・ 日本公認会計士協会会計制度委員会「税効果会計に関する Q&A」における税金の会計処理及び開示に関する部分
- ・ 実務対応報告第 12 号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」に定められていた事業税(付加価値割及び資本割)の開示

そのため、本公開草案は「公表日以後適用する」こと、及び「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当しないものとして取扱う」ことが提案されています。

【会計処理(本公開草案第 4 項から第 7 項参照)】

本公開草案においては、以下のように会計処理の整理等が行われています。

(1)当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等

当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等については、法令に従い算定した額(税務上の欠損金の繰戻しにより還付を請求する法人税額及び地方法人税額を含む。)を損益に計上する。

(2)更正等による追徴及び還付

過年度の所得等に関する法人税、住民税及び事業税等について、更正等により追加で徴収される可能性が高く（更正等により還付されることが確実に見込まれ）、当該追徴税額（当該還付税額）を合理的に見積もることができる場合、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4項(8)に定める誤謬に該当するときを除き、原則として、当該追徴税額（当該還付税額）を損益に計上する。

【開示(本公開草案第8項から第17項参照)】

本公開草案においては、以下のように開示の整理等が行われています。

(1)当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等

法人税、地方法人税、住民税及び事業税(所得割)は、損益計算書の税引前当期純利益(又は損失)の次に、法人税、住民税及び事業税などその内容を示す科目をもって表示する。

(2)更正等による追徴及び還付

法人税、地方法人税、住民税及び事業税(所得割)の更正等による追徴税額及び還付税額は、法人税、地方法人税、住民税及び事業税(所得割)を表示した科目の次に、その内容を示す科目をもって表示する。

ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合、法人税、地方法人税、住民税及び事業税(所得割)に含めて表示することができる。

なお、事業税(付加価値割及び事業割)の更正等による追徴税額及び還付税額については、原則として、損益計算書の「販売費及び一般管理費」として表示する。

ただし、合理的な配分方法に基づきその一部を売上原価として表示することができる。